

# 株式等の決済期間の短縮化に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成30年10月5日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成31年7月16日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、株式等の決済期間を短縮化することに伴い、所要の対応を行うものです。  
改正の概要は、以下のとおりです。

## II. 改正概要

### 1. 決済日

- 普通取引（国債証券の売買に係るものを除く。）、立会外分売及びN-NET取引（売買契約締結の日に決済を行うものを除く。）は、原則として売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとします。
- 顧客から取引参加者への売付有価証券又は買付代金の交付期限を1日前倒しします。
- 利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において決済日が売買契約締結の日から起算して5日目の日又は6日目の日となっている場合の決済期間をそれぞれ1日短縮します。

### 2. 信用取引の委託保証金

- 顧客は、信用取引に係る委託保証金について、売買成立の日から起算して3日目の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとします。
- 取引参加者は、信用取引に係る委託保証金の追加差入れについて、顧客に損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差入れさせなければならないものとします。

### 3. その他

- その他所要の改正を行います。

(備考)

- 業務規程第9条及び第41条、受託契約準則第10条、N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第7条等

- 受託契約準則第37条及び第46条

- 清算・決済規程第17条、信用取引・貸借取引規程第13条、受託契約準則第29条及び第35条、N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第4条等

### Ⅲ. 施行日

- ・ 平成 31 年 7 月 16 日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行します。

以 上